

改正パートタイム労働法及び有期特措法 施行直前説明会

※ 金沢会場は定員に達しましたので、申込受付は終了しました

パートタイム労働者の公正な待遇を確保し、納得して働くことができるようにするため、パートタイム労働法が改正され、平成27年4月1日から施行されます。

また、労働契約法で定められている有期契約労働者に対する無期転換ルールについて、その対象としない労働者の範囲が、研究開発法人等の研究者等に加え、専門的知識等を有する者及び定年後引き続き雇用される者を含めるとする特別措置法が平成27年4月1日から施行されます。

そのため、事業所の人事労務担当者等関係者の方を対象に改正法の施行に向けた企業の雇用環境の整備について理解を深めることを目的として説明会を開催します。

説明会終了後、個別相談会も行いますので、パートタイム労働者の雇用管理などお気軽にご相談ください。

内容：＜全会場共通＞

- ① 改正パートタイム労働法について
- ② 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法について

※ 説明は14：45に終了いたします。

説明終了後、個別相談会(14：45～15：20)を実施します。

各会場とも、定員になり次第締め切ります。

◇小松会場 ＜定員120名＞

日時：平成27年3月4日(水) 13：30～15：20

場所：小松日の出合同庁舎 6階 会議室(小松市日の出町1-120)

◇七尾会場 ＜定員50名＞

日時：平成27年3月6日(金) 13：30～15：20

場所：七尾市勤労者総合福祉センター(ワークパル七尾) 多目的ホール
(七尾市小島町西部1-3)

◇金沢会場 ＜定員190名＞ ※定員になりました

日時：平成27年3月10日(火) 13：30～15：20

場所：石川県地場産業振興センター 本館第1研修室(金沢市鞍月2-1)

対象：企業の人事労務担当者等

参加費：無料

主催：石川労働局

<会場案内図>

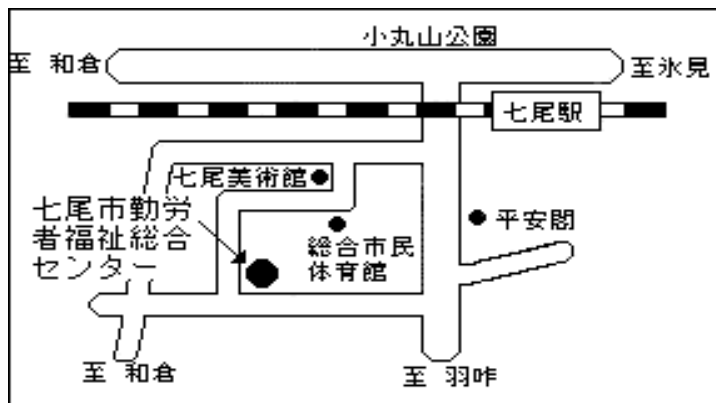
◇小松会場3/4(水)



JR北陸本線：JR「小松駅」下車徒歩5分

※ 確定申告会場のため駐車場が混雑しております。ご不便、ご迷惑をおかけしますが、ご協力くださいますようお願いいたします。

◇七尾会場3/6(金)



◇金沢会場3/10(火)



※駐車場に限りがありますので、なるべく公共交通機関のご利用をお願いいたします。

お問合せ・申し込み先

石川労働局雇用均等室 (金沢市西念3-4-1 金沢駅西合同庁舎6階)

TEL 076-265-4429 FAX 076-221-3087

改正パートタイム労働法等説明会参加申込書

企業・団体名	参加者部署・氏名
所在地・連絡先 〒	
TEL	
参加会場 (いずれかに○をつけてください)	
1 小松会場(3/4) 2 七尾会場(3/6) 3 金沢会場(3/10)	

☆ご記入の上、各開催日の1週間前までにFAX等によりお申込みください。